

令元年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

1 趣旨

平成 26 年 6 月 1 日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、平成 28 年 5 月 31 日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」の基本的な方向性として、「飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合い合っている社会をつくるための教育・啓発を推進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和元年度の啓発週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等が、今後のアルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒によるアルコール健康障害について効果的な啓発事業等を実施します。

2 実施期間

令和元年 11 月 10 日（日）から 11 月 16 日（土）まで

3 実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、地方公共団体、関係団体及び事業者等

4 実施に当たっての基本方針

(1) アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

(2) 様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体と

の連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

(3) 啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

また、アルコール関連問題啓発フォーラムを厚生労働省の主催及び地方公共団体との共催により実施します。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。